

基本方針

平成元年より今日まで培ってきた不登校教育の理念と教育プログラムに従って、本年度の教育を展開してゆきます。不登校児童生徒が学校復帰を含む社会的自立を遂げるために、自己を見つめ、自己を受け入れる体験をするカリキュラムを実施し、教育します。それを基に、他者と良好な人間関係を築く力の育成や、社会の中に入ってゆく方法を学び、基礎的な生活習慣を身に付け、生きる力へとつなげます。併せて、保護者を支えてゆきます。また、教員の研修や相談活動も、前年同様にいたします。

原籍校、教育委員会、関係機関と緊密な連携をとり、生徒1人ひとりの現状と課題を共有し、それぞれの場で活発な教育活動がなされることを目指します。また、義務教育相当の児童生徒については、本校での社会的自立に向かう多様な学びを原籍校の学習評価、評定へとつなげます。

このように、「教育機会確保法」に則り、学校以外の学びの場としての役割を果たしたいと思えます。本年度も、不登校の解決のみならず、「良く生きようとする力」を先に見据えて、教育をしてゆきます。

本年度の教育の組織体制

